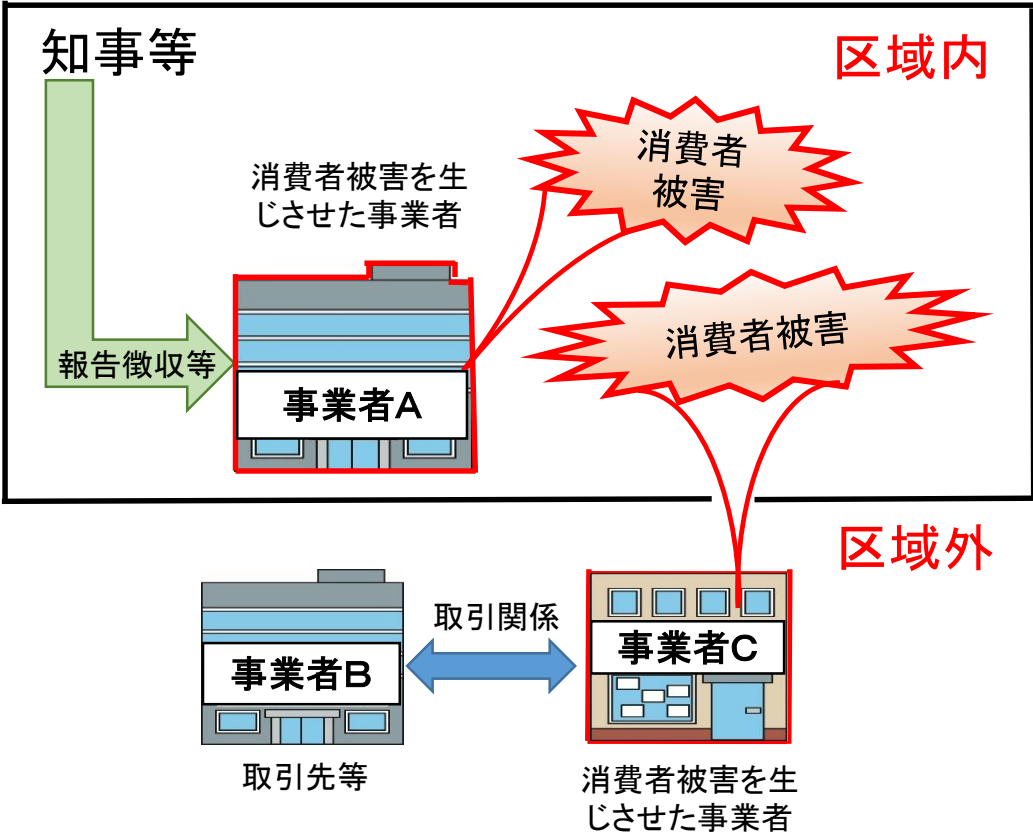


消費者安全法施行令改正の概要

- 現 行: 都道府県又は市町村の区域内に事務所等が所在する事業者に対し、報告徴収等を行うことができる。
- ↓
- 改正後: 区域内における消費者被害の発生・拡大を防止する必要があると認められるときは、区域外に所在する事業者にも報告徴収等を行うことができる。

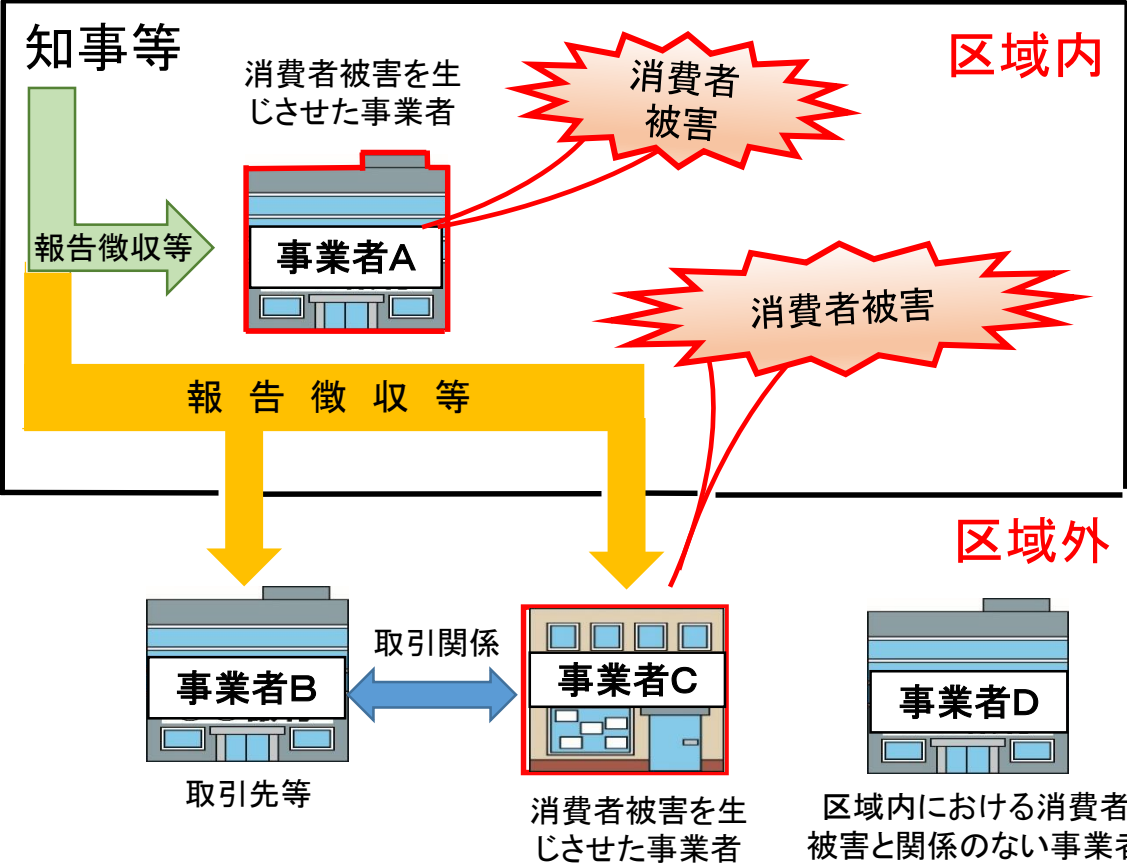
改正前

報告徴収等の対象は、区域内に所在する事業者のみ



改正後

区域内における消費者被害の発生・拡大を防止する必要があると認められるときは、区域外に所在する事業者への報告徴収等も可能



○消費者被害の状況に対応した迅速・効率的な報告徴収等が可能となる。